

株 主 各 位

証券コード 3204

平成28年3月8日

大阪市中央区城見一丁目2番27号

クリスタルタワー18階

株式会社トーア紡コーポレーション

代表取締役
社 長

長 井 渡

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月29日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日(水曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市中央区城見一丁目2番27号
クリスタルタワー20階 A会議室

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第14期 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトへの掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。なお、連結注記表および個別注記表は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。(当社ウェブサイト <http://www.toabo.co.jp/>)

(添付書類)

第14期 事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和策によって企業収益や雇用情勢の改善が見られるなど、総じて緩やかな景気回復基調で推移いたしました。一方では、円安による原材料等の価格上昇や新興国を中心とした海外景気の減速等先行き不透明な状況が続いております。

こうした状況のもと、当社グループは市場ニーズを先取りする高付加価値・高品質商品を提供する「暮らしと社会の明日を紡ぐ企業」として、競争力の強化と収益性の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は19,305百万円(前年同期比0.4%減)、営業利益は611百万円(前年同期比4.6%増)、経常利益は476百万円(前年同期比5.3%増)、当期純利益は523百万円(前年同期比50.4%増)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

【衣料事業】

衣料事業は、各種繊維を原料とする衣料用素材の製造および販売を行っております。

毛糸部門では、ストック糸を中心に織糸およびジャージー糸の販売が堅調であったため増収となりました。

ユニフォーム部門では、学校向け制服素材は、生徒数減少や顧客先の在庫調整もありましたが、価格改定の実施により増収となりました。企業向け制服素材は、特注案件が伸びず、減収となりました。官公庁向けは、官公庁の経費削減による調達量減少により、減収となりました。

テキスタイル部門では、郊外専門店向けレディース素材が大幅に伸びたことや、ベトナムでの生産が本格化したことにより増収となりました。

この結果、衣料事業は、売上高8,441百万円(前年同期比0.8%増)、営業利益177百万円(前年同期比167.7%増)となりました。

【インテリア産業資材事業】

インテリア産業資材事業は、自動車用内装材、排水処理資材・土木資材・緑化資材などさまざまな用途の産業用資材、インテリア製品の製造および販売を行っております。

ポリプロファイバー部門は、ニードルパンチカーペット用途や車両向け原綿は増加しましたが、住宅建材用途原綿およびクッション材が低調であったため減収となりました。

カーペット部門は、カーマット用途、住宅関連用途、展示会用途、ホテルリニューアル物件など好調に推移し増収となりました。

不織布部門は、寝装用途・土木資材・緑化資材・防草資材などを中心に概ね順調に推移しましたが、当年度は土木関連での大型物件の受注が無く、減収となりました。

特殊繊維部門は、金属繊維およびカーボン繊維製品とも受注が堅調に推移し増収となりました。

自動車内装材部門は、量販車種のモデルチェンジの効果もありましたが、モデル末期車種の販売減の影響もあり減収となりました。

自動車内装材製造販売の中国子会社は、上期における既存車種の大幅な生産減とモデルチェンジ3車種の立ち上がりの遅れなど、不安定な生産販売となり大幅な減収となりました。

この結果、インテリア産業資材事業は、売上高6,442百万円（前年同期比4.9%減）、営業利益121百万円（前年同期比28.0%減）となりました。

【半導体事業】

半導体事業は、半導体・電子機器の製造および販売を行っており、円安による原価高騰の影響がありましたが、新規案件の獲得が業績に寄与し、売上高2,089百万円（前年同期比13.3%増）、営業利益38百万円（前年同期比461.7%増）となりました。

【ファインケミカル事業】

ファインケミカル事業は、ヘルスケア関連薬品、工業用薬品の製造および販売を行っており、欧州向けの機能性材料や国内の電子材料用途とジェネリック医薬向けが堅調に推移し増収となりましたが、原材料費上昇に加え収益性の高い受託加工が低迷した結果、売上高891百万円（前年同期比2.3%増）、営業利益82百万円（前年同期比12.0%減）となりました。

【不動産事業】

不動産事業は、事務所賃貸や複合商業施設などの不動産開発・管理を行っており、概ね順調に推移しましたが、当社の主力である郊外での賃貸市場の低迷により、売上高974百万円（前年同期比3.6%減）、営業利益545百万円（前年同期比4.8%減）となりました。

【その他】

その他は、自動車学校の運営、新規事業および中国における貿易業務などを行っております。

自動車教習事業は好調に推移しましたが、新規事業の毛染めの販売が低迷したため、その他全体の売上高は466百万円（前年同期比8.0%減）、営業損失9百万円（前年同期は15百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は、125百万円であります。主な内訳は、次のとおりであります。

①当連結会計年度に完成した主要設備

インテリア産業資材事業における設備投資は、カーペットおよびポリプロの製造設備を中心に52百万円実施いたしました。

ファインケミカル事業における設備投資は、化成品の製造設備を中心に25百万円実施いたしました。

不動産事業における設備投資は、賃貸設備を中心に23百万円実施いたしました。また、所要資金は、自己資金および借入金等によっております。

②重要な固定資産の売却、撤去、減失

重要な固定資産の売却、撤去、減失はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは次のとおり資金調達いたしました。

- ・3月から9月にかけて長期借入金として、合わせて26億円を調達いたしました。
- ・2月に社債を発行し、5億円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループでは、5つの事業を中心として、グループ全体のさらなる事業価値の向上を最大の経営課題と位置付け、中期的な経営戦略に基づいて、各事業分野において、以下の取り組みを進めてまいります。

衣料事業

紡績テキスタイル・メーカーとして、原料・原糸からの商品開発を強化するとともに、重要顧客との取り組みを深め、市場でのシェア拡大に努めます。

インテリア産業資材事業

自動車内装材部門の国内販売は、徹底した生産の効率化と物流の最適化を目指します。中国では、安定生産による収益改善を図ります。また、カーペット部門および不織布部門では、新規商材の開発、新規分野の開拓に努めます。製造部門では新規設備の導入と老朽化した設備の更新を実施します。

半導体事業

既存製品については、中国生産工場の工程管理強化を図り、品質安定化を進めるとともに、新商材による新規案件の獲得に注力してまいります。

ファインケミカル事業

ヘルスケア分野での事業拡大を図るとともに、今後成長が見込まれる新興国市場での機能性材料の拡販を目指します。

不動産事業

商業施設は投資により資産価値を高め、事務所賃貸については稼働率の向上に努めます。

これらの取り組みとともに、「企業の果たす社会的責任」の一環として、「人」・「暮らし」・「環境」の心地よい調和を求めてまいります。

また、法令遵守や危機管理を一層徹底するため、「トーア紡グループ企業行動憲章」のさらなる定着と実践を推進し、より実効性のある内部統制の整備、運用に取り組んでまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第10期 (平成23年1月1日から 平成23年12月31日まで)	第11期 (平成24年1月1日から 平成24年12月31日まで)	第12期 (平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで)	第13期 (平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで)	第14期(当期) (平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで)
売 上 高	18,020百万円	18,077百万円	18,501百万円	19,378百万円	19,305百万円
当 期 純 利 益	734百万円	482百万円	323百万円	347百万円	523百万円
1株当たり当期純利益	91円38銭	54円02銭	36円30銭	39円01銭	58円67銭
総 資 産	31,894百万円	31,273百万円	32,490百万円	33,124百万円	32,615百万円
純 資 産	8,995百万円	9,669百万円	10,734百万円	11,342百万円	11,441百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を除いて算出しております。
2. 当社は、平成27年7月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第10期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

(10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東 亜 紡 織 株 式 会 社	100 ^{百万円}	100 %	毛糸、毛織物、その他の各種繊維製品の製造、販売等
トーア紡マテリアル株式会社	100	100	カーベット、その他各種繊維製品の製造、販売等
株式会社トーアアパレル	90	100	学生服、企業ユニフォームの製造
大 阪 新 薬 株 式 会 社	45	100	ファインケミカルの製造、販売等
株式会社トーア自動車学校	10	100	自動車教習事業
広州東富井特種紡織品有限公司	9,000 ^{千US\$}	100 (100)	産業資材用製品の生産加工販売
無錫東亜紡織有限公司	7,227 ^{千US\$}	100 (100)	梳毛糸の製造販売

(注) 出資比率欄の()内は、当社の間接所有比率の内数を示したものであります。

(11) 主要な事業内容

事業	主要製品
衣料事業	梳毛織糸、梳毛ニット糸、合織糸、毛織物、ジャージ
インテリア産業資材事業	タフトカーペット、ニードルパンチ、ロックタフト、ポリプロファイバー
半導体事業	半導体
ファインケミカル事業	化成品
不動産事業	不動産賃貸、ゴルフ練習場、不動産開発
その他	自動車教習事業ほか

(12) 主要な営業所および工場

会社名	名称(所在地)	名称(所在地)	名称(所在地)
株式会社トーア紡コーポレーション	本社(大阪府)	東京支店(東京都)	大阪工場(大阪府)
東亜紡織株式会社	本社(大阪府)	東京支店(東京都)	宮崎工場(宮崎県)
トーア紡マテリアル株式会社	本社(大阪府)	四日市工場(三重県)	
株式会社トーアアパレル	本社(大阪府)	佐賀工場(佐賀県)	
大阪新薬株式会社	本社(山口県)		
株式会社トーア自動車学校	三重校(三重県)	湖西校(滋賀県)	
広州東富井特種紡織品有限公司	本社(中国)		
無錫東亜紡織有限公司	本社(中国)		

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
492名	+6名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	24 <small>億円</small>
三菱UFJ信託銀行株式会社	13
株式会社りそな銀行	11
株式会社滋賀銀行	9

Ⅱ. 会社の状況に関する事項

1. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 14,300,000株
(2) 発行済株式の総数 8,940,448株 (自己株式21,213株を含む。)
(3) 株主数 7,252名
(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
双 日 株 式 会 社	271 ^{千株}	3.03 [%]
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	188	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	181	2.03
株 式 会 社 三 洋 航 空 サ ー ビ ス	160	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	148	1.66
浅 沼 伴 自	131	1.47
MSIP CLIENT SECURITIES	130	1.46
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	114	1.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	110	1.23
ト ー ア 紡 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	100	1.12

(注) 1. 「持株数」は、千株未満を切り捨てて表示しており、「持株比率」については、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

2. 「持株比率」は、自己株式(21,213株)を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年7月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合および1,000株を100株とする単元株式数の変更を行っております。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 井 渡	社長執行役員経営企画本部長
取締役	水 森 吉 紀	執行役員技術本部長 兼 東亜紡織株式会社代表取締役社長
取締役	牛 丸 修	執行役員事業本部長 兼 大阪新業株式会社代表取締役社長
取締役	山 田 哲	執行役員管理本部長 兼 海外事業管理部長
社外取締役	坂 下 清 信	OSJBホールディングス株式会社取締役 日本橋梁株式会社代表取締役社長
常勤監査役	興 津 裕 文	
社外監査役	高 島 志 郎	弁護士 株式会社光陽社監査役 太洋株式会社監査役 株式会社コンテック監査役 日本包装運輸株式会社監査役
社外監査役	伊 藤 豊 久	日本トランスシティ株式会社常勤監査役

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

①平成27年3月27日開催の第13回定時株主総会において、坂下清信氏が社外取締役に新たに選任され、就任いたしました。

②平成27年3月27日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、米田文隆氏が任期満了により取締役を退任いたしました。

2. 当事業年度中の監査役の異動

当事業年度中の監査役の異動はございません。

3. 当社は、取締役坂下清信、監査役高島志郎、監査役伊藤豊久の3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	6 (1) 名	48 (2) 百万円
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	15 (4)
合 計 (うち社外役員)	9 (3)	64 (7)

(注) 1. 取締役への支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与7百万円は含まれておりません。

2. 上記には、平成27年3月27日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 平成15年3月28日開催の株式移転を承認する東亜紡織株式会社（泉大津市）第92回定時株主総会における当社の取締役および監査役の報酬に関する決議の内容は次のとおりであります。
 - ①取締役報酬限度額 月額 8,500千円以内
 - ②監査役報酬限度額 月額 3,500千円以内

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役伊藤豊久氏は、日本トランスシティ株式会社の常勤監査役であり、当社グループと同社との間に取引関係がありますが、当該取引額は当社グループの連結売上高の0.2%であります。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	坂 下 清 信	当事業年度中の平成27年3月27日に新たに就任し、その後の取締役会13回すべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	高 島 志 郎	当事業年度において開催された取締役会17回のうち16回に、また、監査役会7回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	伊 藤 豊 久	当事業年度において開催された取締役会17回すべてに、また、監査役会7回すべてに出席し、監査役としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は定款第30条第2項に基づき、社外取締役との間で、また定款第40条第2項に基づき、社外監査役両氏との間で、それぞれ会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	33百万円
②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で責任限定契約を締結していません。

Ⅲ. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社
の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

当社は、内部統制システムの基本方針を以下のように定めております。

1. 内部統制のための委員会等について

グループの内部統制システムの基本方針に沿って設置された、「内部統制本部」、
「内部統制本部事務局」、また、その下部組織として設置された、「コンプライアンス委員会」、
「リスク管理委員会」、「財務報告委員会」（以下、3つの委員会を「各委員会」という）は、
内部統制規程に基づき、内部統制システムを確立し、円滑かつ効率よく運用していく。

「内部統制本部」は、取締役社長を本部長、取締役および主要子会社の社長を本部委員とし、
内部統制システム全体の指揮をとる。

「内部統制本部事務局」は、内部統制管理室長を事務局長とし、各委員会に対する
指導権限と責任を有する。

各委員会は、当社関係部署の部長を委員長とし、グループ企業の代表者、その他
必要な人員で構成し、内部統制の確立と運用の権限と責任を有し、グループ全体への
教育、改善策の指導、実施の支援・助言などを行う。

監視システムとして、各委員会から独立した「内部監査委員会」を設置し、各部門の
業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善などを行う。さらに、
監査役会で構成する「監視委員会」を設置し、内部統制本部・各委員会の職務執行を
監視する。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 内部統制本部事務局は、グループ全体に「トーア紡グループ企業行動憲章」の浸透を図る。
また、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス基本規程に基づき、グループ全体に浸透を図る。
- (2) コンプライアンス委員会は、グループの取締役・社員に対して、階層別に必要な研修を実施する。
また、関連する法規の制定・改正、グループ企業および他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等には速やかに必要な研修を実施する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 総務担当取締役は、文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに保存する。
 - (ア) 株主総会議事録
 - (イ) 取締役会議事録
 - (ウ) 経営会議議事録
 - (エ) 会計帳簿、計算書類
 - (オ) 稟議書
 - (カ) 取締役が決裁した契約書
 - (キ) その他文書管理規程に定める文書
- (2) 前項に掲げる文書の保管期間は、法令に定めがあるものはそれに従い、それ以外のものは文書管理規程に定める通りとする。保管場所は、文書管理規程に定めるが、取締役または監査役から閲覧の要請があれば、速やかに本社において閲覧可能な体制をとる。
- (3) 内部統制本部事務局は、グループの取締役・社員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理委員会は、グループのリスク管理規程に基づき、グループ全体に浸透を図るとともに、リスクカテゴリー毎の責任部門を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- (2) リスク管理委員会は、グループの取締役・社員に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、グループ企業および他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等には速やかに必要な研修を実施する。
- (3) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、大規模災害・事故発生時緊急対応マニュアルに沿って、社長を委員長とし必要な人員で構成する災害対策本部を設置し、対応する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 経理部長は、グループ企業の実態を把握し、グループ企業とのヒアリングを経て全体の目標である三ヵ年数値目標の素案を策定する。グループ企業は、この目標に基づく事業計画を策定する。
- (2) 取締役会は、三ヵ年数値目標を具体化するため、次期事業計画を設定する。
- (3) 担当取締役は、自部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。

- (4) 経理担当取締役は、ITを積極的に活用したシステムにより、迅速に月次決算資料を作成し、毎月開催される取締役会に報告する。
- (5) 取締役会は、毎月この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- (6) (5)の議論を踏まえ、担当取締役は、自部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各委員会は、「トーア紡グループ企業行動憲章」を受け、グループ全体を対象としたコンプライアンス基本規程、リスク管理規程、職務権限規程、内部通報規程、文書管理規程その他の業務の適正化のための規程等のグループ全体への浸透を図る。
- (2) 財務報告委員会は、グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図る。
- (3) コンプライアンス委員会は、内部通報規程を掲示板にて公開するとともに、継続的に啓蒙活動を行いグループ全体に周知を図る。
- (4) 当社関係会社は、関係会社管理規程に基づき、業績・財務状況その他経営上の重要事項について、定期的に当社に報告を行う。また、当社および子会社で構成するグループ会議を定期的に開催して、グループ経営に関する情報共有と連携を図る。
- (5) 主要関係会社には、必要に応じて当社から取締役および監査役を派遣し、経営のモニタリングを行うことでグループ全体のガバナンス強化を図る。
- (6) 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、当社各部門の監査を実施するとともに、関係会社の監査を実施する。各関係会社が当社に準拠して構築する内部統制およびその適正な運用状況について監視、指導する。また、内部監査部門は、内部統制・監査状況について定期的に取締役会に報告するとともに、監査役会に随時報告する。

7. 反社会的勢力排除に向けた体制

健全な会社経営のため、反社会的勢力との関係を遮断する。コンプライアンス委員会は「トーア紡グループ社員行動規範」に、反社会的勢力との関係断絶を明記するとともに、「反社会的勢力への対応マニュアル」に基づき、関係部署への啓蒙を行う。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役が職務を補助する使用人を求めた場合、グループの社員から監査役補助者を任命する。
- (2) 監査役は、監査役補助者に対し、監査業務の補助を行うよう命令できる。

9. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 前号の使用人の独立性を確保するため、監査役補助者の評価は監査役が行い、異動等人事権に係る事項の決定には監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
- (2) 監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

10. 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社と子会社の取締役および使用人等は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときまたは報告を受けたとき、当該事実に関する事項を速やかに報告する。なお、監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。
- (2) 当社と子会社の取締役および使用人等は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- (3) 監査役は、取締役会以外の会議で経営の重要事項が審議される会議については、出席する権限が与えられる。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途）設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じて会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」「財務報告委員会」は、内部統制システムの基本方針に従って活動を行い、「内部監査委員会」は、各部門の業務プロセスの監視を行いました。各委員会は、「内部統制本部」に対して期初に今年度の活動計画の報告を、年度終了後に活動結果の報告を実施しました。
2. 各事業所および子会社は、内部統制本部事務局に対して当月の内部統制に関する報告書を提出し、その内容は毎月の取締役会に報告されました。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	8,630	I 流動負債	8,598
現金及び預金	1,728	支払手形及び買掛金	1,452
受取手形及び売掛金	3,163	短期借入金	5,601
電子記録債権	1	1年以内償還予定の社債	570
商品及び製品	1,754	リース債務	20
仕掛	597	未払法人税等	105
原材料及び貯蔵品	1,161	未払費用	123
繰延税金資産	71	資産除去債務	0
その他の流動資産	176	その他の流動負債	723
貸倒引当金	△ 25		
II 固定資産	23,985	II 固定負債	12,575
有形固定資産	20,759	社債	890
建物及び構築物	2,607	長期借入金	4,821
機械装置及び運搬具	637	リース債務	0
土地	17,390	繰延税金負債	4,790
リース資産	64	退職給付に係る負債	1,012
建設仮勘定	1	長期未払金	28
その他の有形固定資産	56	長期預り敷金保証金	987
無形固定資産	61	資産除去債務	43
のれん	0	その他の固定負債	0
その他の無形固定資産	60	負債合計	21,174
投資その他の資産	3,164	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,011	I 株 主 資 本	10,113
長期貸付金	39	資本金	3,940
繰延税金資産	4	資本剰余金	3,570
その他の投資その他の資産	1,129	利益剰余金	2,621
貸倒引当金	△ 20	自己株式	△ 19
		II その他の包括利益累計額	1,320
		その他有価証券評価差額金	594
		繰延ヘッジ損益	△ 1
		為替換算調整勘定	727
		III 少数株主持分	7
		純資産合計	11,441
資産合計	32,615	負債及び純資産合計	32,615

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		19,305
II 売上原価		15,927
売上総利益金額		3,377
III 販売費及び一般管理費		2,766
営業利益金額		611
IV 営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	44	
持分法による投資利益	1	
違約金収入	37	
保険差益	15	
その他の営業外収益	19	125
V 営業外費用		
支払利息	175	
為替差損	22	
その他の営業外費用	63	260
経常利益金額		476
VI 特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社出資金売却益	2	3
VII 特別損失		
固定資産廃棄損	3	
投資有価証券評価損	1	
ゴルフ会員権売却損	0	
事務所移転費用	8	14
税金等調整前当期純利益金額		465
法人税、住民税及び事業税	209	
法人税等調整額	△ 266	△ 57
少数株主損益調整前当期純利益金額		523
少数株主損失		△ 0
当期純利益金額		523

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	3,940	3,570	2,253	△ 19	9,745
当期変動額					
剰余金の配当			△ 178		△ 178
当期純利益			523		523
自己株式の取得				△ 0	△ 0
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加			22		22
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	367	△ 0	367
当期末残高	3,940	3,570	2,621	△ 19	10,113

	その他の包括利益累計額				少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	514	32	1,042	1,589	7	11,342
当期変動額						
剰余金の配当						△ 178
当期純利益						523
自己株式の取得						△ 0
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加						22
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	80	△ 34	△ 315	△ 268	△ 0	△ 268
当期変動額合計	80	△ 34	△ 315	△ 268	△ 0	98
当期末残高	594	△ 1	727	1,320	7	11,441

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月16日

株式会社トーア紡コーポレーション
取締役会御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 山本真吾[㊞]
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加地 敬[㊞]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーア紡コーポレーションの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーア紡コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	3,190	I 流 動 負 債	6,633
現金及び預金	607	買掛金	335
受取手形	130	短期借入金	5,341
電子記録債権	1	1年以内償還予定の社債	570
売掛金	601	前受金	45
商品及び製品	224	未払金	58
原材料及び貯蔵品	150	預り金	45
前払費用	26	未払費用	38
繰延税金資産	14	未払法人税等	70
関係会社短期貸付金	1,332	預り敷金保証金	53
その他の流動資産	117	その他の流動負債	74
貸倒引当金	△15		
II 固 定 資 産	22,022	II 固 定 負 債	9,366
有 形 固 定 資 産	12,202	社債	890
建物	1,674	長期借入金	4,724
構築物	69	繰延税金負債	2,569
機械及び装置	13	長期預り敷金保証金	932
車両運搬具	0	退職給付引当金	222
工具器具備品	31	資産除去債務	22
土地	10,414	その他の固定負債	5
無 形 固 定 資 産	19	負 債 合 計	16,000
ソフトウェア	14	純 資 産 の 部	
のれん	0	I 株 主 資 本	8,625
その他の無形固定資産	3	資本金	3,940
投資その他の資産	9,800	資本剰余金	3,569
投資有価証券	2,052	資本準備金	2,067
関係会社株式	6,525	その他資本剰余金	1,502
出資金	24	利益剰余金	1,135
関係会社出資金	342	その他利益剰余金	1,135
長期貸付金	39	繰越利益剰余金	1,135
関係会社長期貸付金	761	自己株式	△19
その他の投資その他の資産	188	II 評価・換算差額等	587
貸倒引当金	△21	その他有価証券評価差額金	588
投資損失引当金	△113	繰延ヘッジ損益	△1
資 産 合 計	25,213	純 資 産 合 計	9,212
		負債及び純資産合計	25,213

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高	3,553	
経営指導料	252	3,805
II 売上原価		2,633
売上総利益金額		1,171
III 販売費及び一般管理費		965
営業利益金額		205
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	318	
その他の営業外収益	69	388
V 営業外費用		
支払利息	159	
その他の営業外費用	54	213
経常利益金額		379
VI 特別利益		
投資損失引当金戻入額	119	119
VII 特別損失		
固定資産廃棄損	0	
投資有価証券評価損	1	
子会社株式評価損	25	
ゴルフ会員権売却損	0	27
税引前当期純利益金額		471
法人税、住民税及び事業税	62	
法人税等調整額	△ 205	△ 143
当期純利益金額		615

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,940	2,067	1,502	3,569	698	698
当期変動額						
剰余金の配当(注)2					△ 178	△ 178
当期純利益					615	615
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	436	436
当期末残高	3,940	2,067	1,502	3,569	1,135	1,135

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 19	8,189	509	32	542	8,731
当期変動額						
剰余金の配当(注)2		△ 178				△ 178
当期純利益		615				615
自己株式の取得	△ 0	△ 0				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			79	△ 34	44	44
当期変動額合計	△ 0	436	79	△ 34	44	481
当期末残高	△ 19	8,625	588	△ 1	587	9,212

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 剰余金の配当は、平成27年3月27日開催の定時株主総会決議によるものであります。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月16日

株式会社トーア紡コーポレーション
取締役会御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 山本 眞吾 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加地 敬 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーア紡コーポレーションの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月23日

株式会社トーア紡コーポレーション 監査役会

常勤監査役 興 津 裕 文 ㊞
 監 査 役 高 島 志 郎 ㊞
 監 査 役 伊 藤 豊 久 ㊞

(注) 監査役 高島志郎、同 伊藤豊久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する適正な利益還元を経営の重要課題であると認識しております。そのため、収益性の向上と財務体質の強化を図るとともに、今後の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様にご業績の進捗状況に応じた適正な利益還元を行うことを基本方針としております。

つきましては、当期の期末配当は、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金20円 配当総額 178,384,700円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日（支払開始日）
平成28年3月31日（木）

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 資本準備金の額の減少の目的

今後の財務戦略上の柔軟性および機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

- (1) 減少する資本準備金の額
資本準備金 2,067,271,773円
- (2) 増加するその他資本剰余金の額
その他資本剰余金 2,067,271,773円
- (3) 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日
平成28年6月10日（金）
- (4) 今後の見通し

本件は、「純資産の部」の勘定振替であり、当社の純資産の額の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（長井渡、水森吉紀、牛丸修、山田哲、坂下清信の5氏）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	なが い わたる 長 井 渡 (昭和31年9月28日生)	昭和55年4月 東亜紡織㈱入社 平成16年4月 当社執行役員財務部長 平成18年3月 当社取締役財務部長 平成24年1月 当社取締役専務執行役員管理本部長 平成26年3月 当社代表取締役社長 社長執行役員経営企画本部長(現任)	7,900株
2	みず もり よし のり 水 森 吉 紀 (昭和31年11月29日生)	昭和56年4月 東亜紡織㈱入社 平成18年4月 当社執行役員薬品事業部長 兼 大阪新薬㈱代表取締役社長 平成23年3月 当社取締役事業本部長 平成24年1月 当社取締役 兼 東亜紡織㈱代表取締役社長(現任) 平成27年2月 当社取締役執行役員技術本部長(現任) (重要な兼職の状況) 東亜紡織㈱代表取締役社長	3,100株
3	さい とう かず ゆき 齋 藤 和 幸※ (昭和33年8月16日生)	昭和56年4月 東亜紡織㈱入社 平成23年1月 当社執行役員人事本部長 兼 事業開発本部長 平成24年1月 当社執行役員事業本部長 兼 ファインケミカル事業部長 平成26年3月 東亜紡織㈱取締役専務執行役員社長補佐(現任) 平成27年3月 当社執行役員東京支店長(現任)	1,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	坂下清信 (昭和33年9月11日生)	昭和57年4月 日本橋梁(株) (現OSJBホールディングス(株)) 入社 平成18年6月 同社取締役管理本部長 平成23年6月 同社代表取締役社長 平成26年4月 同社純粋持株会社への移行に伴い OSJBホールディングス(株)へ商号変更 日本橋梁(株)の商号を事業子会社が 承継 OSJBホールディングス(株) 取締役(現任) 日本橋梁(株)代表取締役社長(現任) 平成27年3月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) OSJBホールディングス(株)取締役 日本橋梁(株)代表取締役社長	300株
5	丸岡健二※ (昭和24年10月4日生)	昭和48年4月 日商岩井(株)(現双日(株)) 入社 平成6年4月 同社南京事務所所長 平成11年4月 同社名古屋繊維部長 平成18年4月 (株)帝健代表取締役社長	一株

(注) 1. ※印は新任候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 所有する当社株式の数は、平成27年12月31日現在であります。

4. 取締役に関する事項

(1) 水森吉紀氏は、子会社である東亜紡織株式会社代表取締役社長および取締役を、平成28年3月14日付の当該会社における株主総会終結の時をもって任期満了により退任する予定であります。

(2) 齋藤和幸氏は、子会社である東亜紡織株式会社取締役を、平成28年3月14日付の当該会社における株主総会終結の時をもって任期満了により退任する予定であります。

5. 社外取締役にに関する事項

(1) 坂下清信および丸岡健二の両氏は、社外取締役候補者であります。

(2) 坂下清信氏は、経営者としての経験が豊富で、すでに当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

(3) 丸岡健二氏は、これまで企業経営に携わり、実務経験も豊富であるため、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(4) 当社は、坂下清信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当該届出を継続する予定であります。また、丸岡健二氏につきましても同氏の選任が承認された場合、同様の届出を行う予定であります。

(5) 当社は定款第30条第2項において、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当

社は、坂下清信氏との間で、当該定款の定めに従い、賠償責任の限度額を法令が規定する額とする責任限定規約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、丸岡健二氏につきましても同氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役高島志郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

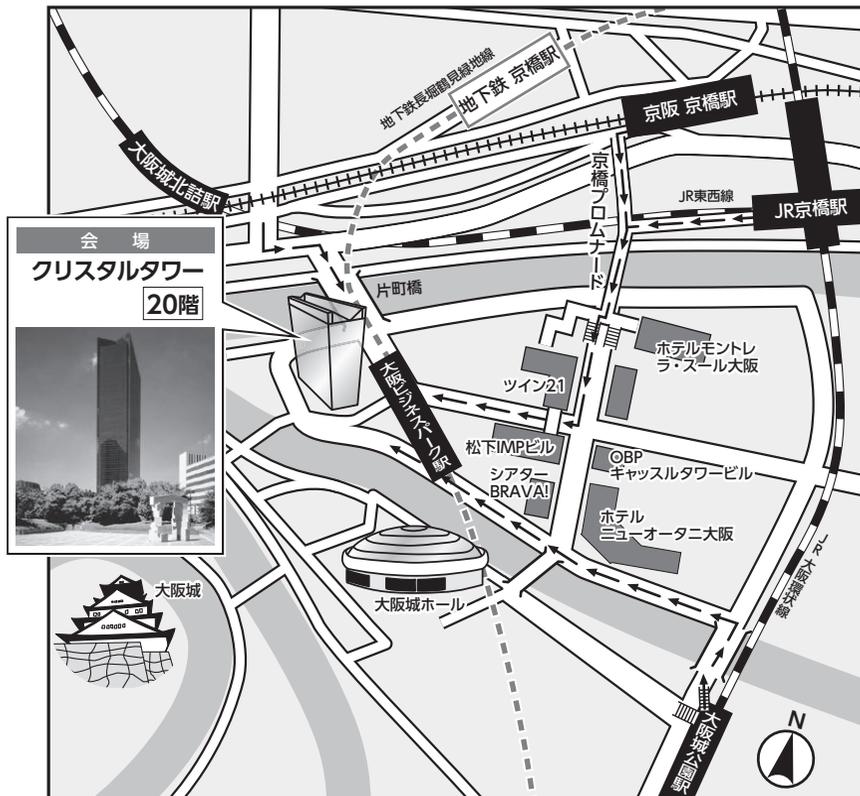
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
たかしましろう 高島志郎 (昭和47年7月21日生)	平成11年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 平成15年6月 (株)光陽社監査役(現任) 平成16年6月 大洋(株)監査役(現任) 平成19年2月 (株)コンテック監査役(現任) 平成20年3月 当社社外監査役(現任) 平成22年4月 日本包装運輸(株)監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 高島志郎氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 高島志郎氏は、弁護士としての専門的知識・経験から当社の社外監査役として適宜発言を行い、監査機能を十分に発揮しており、今後も引き続き当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
 4. 当社は、高島志郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当該届出を継続する予定であります。
 5. 当社は定款第40条第2項において、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、高島志郎氏との間で、当該定款の定めに従い、賠償責任の限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場 ご案内略図



会 場 クリスタルタワー 20階 A会議室
 大阪市中央区域見一丁目2番27号

最寄りの駅 地下鉄 長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」③番出口から徒歩約3分
 (クリスタルタワーへ地下道が直結)
 JR 東西線「大阪城北詰駅」①番出口から徒歩約5分
 JR 大阪環状線「京橋駅」西出口から徒歩約12分
 JR 大阪環状線「大阪城公園駅」から徒歩約12分
 京阪本線「京橋駅」片町口から徒歩約12分

(注) 駐車場・駐輪場のご用意はいたしておりませんので、お車や自転車でのご来場はご遠慮願います。